| | |
|---|---|
| 平成七年四月から平成八年三月まで | ○・九九一 |
| 平成八年四月から平成九年三月まで | ○・九七九 |
| 平成九年四月から平成十年三月まで | ○・九六六 |
| 平成十年四月から平成十一年三月まで | ○・九五五 |
| 平成十一年四月から平成十二年三月まで | ○・九五四 |
| 平成十二年四月から平成十三年三月まで | ○・九五四 |
| 平成十三年四月から平成十四年三月まで | ○・九五三 |
| 平成十四年四月から平成十五年三月まで | ○・九五九 |
| 平成十五年四月から平成十六年三月まで | ○・九六二 |
| 平成十六年四月から平成十七年三月まで | ○・九六三 |
| 平成十七年四月から平成十八年三月まで | ○・九六四 |
| 平成十八年四月から平成十九年三月まで | ○・九六四 |
| 平成十九年四月から平成二十年三月まで | ○・九六二 |
| 平成二十年四月から平成二十一年三月まで | ○・九四六 |
| 平成二十一年四月から平成二十二年三月まで | ○・九五八 |
| 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで | ○・九六三 |
| 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで | ○・九六六 |
| 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで | ○・九六六 |
| 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで | ○・九六六 |

別表第二第十五号中「以後」を「から昭和二十一年四月一日までの間」に改め、同表に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 十六　昭和二十一年四月二日以後に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 | |
| 昭和三十三年三月以前 | 一四・三六七 |
| 昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで | 一三・七〇九 |
| 昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで | 一三・三三五 |
| 昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで | 一二・四二九 |
| 昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで | 一〇・五三〇 |
| 昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで | 九・三五一 |
| 昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで | 八・四一四 |
| 昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで | 七・六三三 |
| 昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで | 七・二一五 |
| 昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで | 六・三〇八 |
| 昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで | 六・〇〇六 |
| 昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで | 五・二七五 |
| 昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで | 四・二〇一 |
| 昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで | 三・七九六 |
| 昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで | 二・五九六 |
| 昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで | 二・二一九 |
| 昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで | 一・八三五 |
| 昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで | 一・七四二 |
| 昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで | 一・六七八 |
| 昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで | 一・五四二 |
| 昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで | 一・四四九 |
| 昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで | 一・四二九 |
| 昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで | 一・三二四 |
| 昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで | 一・二七二 |

別表第三中

| | |
|---|---|
| 昭和二十年四月二日以後に生まれた者 | 一・ |
| 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 | 一・ |
| 昭和二十一年四月二日以後に生まれた者 | 一・ |

を

| |
|---|
| 二七二 |

に改める。

| |
|---|
| 二七二 |

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。